

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理  
(県議会議案「財産の取得について」に対する意見)

生涯学習振興課

**1 概要**

平成27年第7回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「財産の取得について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成27年9月10日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

**2 「財産の取得について」の概要**

- (1) 高度情報化社会を迎えた昨今、利用者が図書館に求める機能は多様化・専門化し、新しい時代にふさわしい図書館サービスの転換が求められるなど、図書館を取り巻く環境は大きく変化しており、現施設の規模や機能では、学習・情報ニーズ等の対応に課題がある。
- (2) 課題の克服とこれからの県立図書館として社会的な意義と役割を果たす場所として、交通や観光、ビジネス等の拠点であるほか、行政、就業等といった公共サービスとの連携が期待される立地であるモノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（北工区）において計画されている複合施設内に沖縄県立図書館を移転する。（詳細は別添資料参照）

- ・施設名：沖縄県立図書館
- ・取得予定価格：5,677,084,000円
- ・契約の相手方：那覇市泉崎2丁目105番地18官公労共済会館5階  
旭橋都市再開発株式会社 代表取締役 福治嗣夫

**3 臨時代理した意見の内容**

議案「財産の取得について」については、異議がない旨を回答した。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

乙第11号議案 財産の取得について

### 【議案提出の理由】

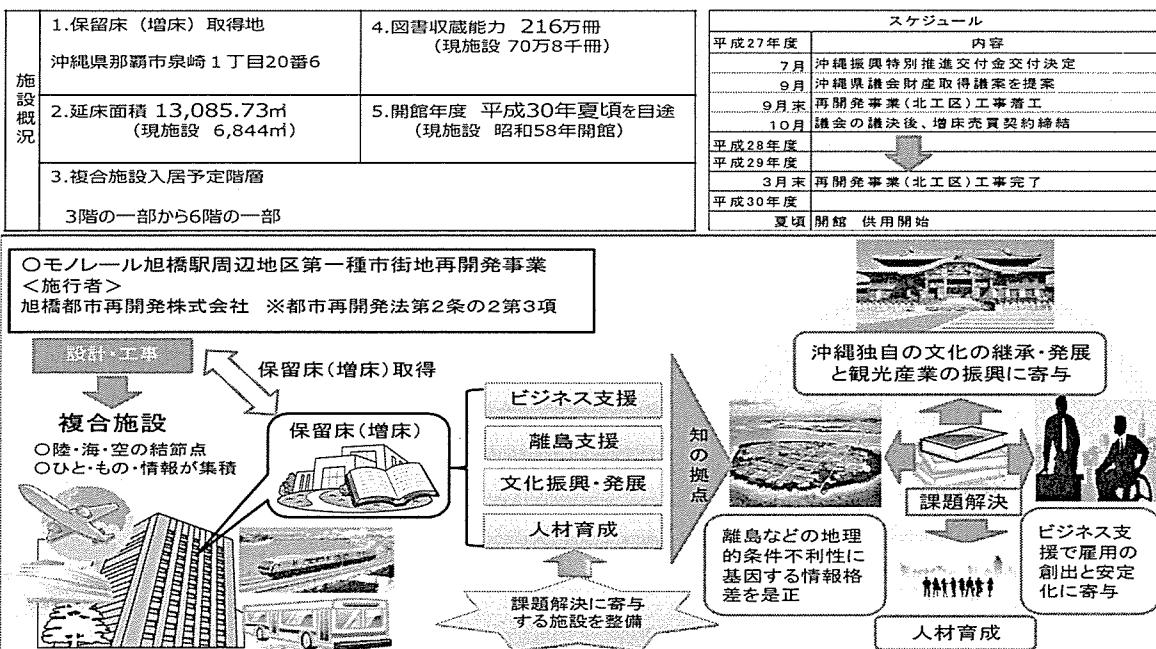
沖縄県立図書館に供する財産を取得することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

### 【議案の概要】

- 1 高度情報化社会を迎えた昨今、利用者が図書館に求める機能は多様化・専門化し、新しい時代にふさわしい図書館サービスの転換が求められるなど、図書館を取り巻く環境は大きく変化しており、現施設の規模や機能では、学習・情報ニーズ等の対応に課題がある。
- 2 課題の克服とこれから県立図書館として社会的な意義と役割を果たす場所として、交通や観光、ビジネス等の拠点であるほか、行政、就業等といった公共サービスとの連携が期待される立地であるモノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（北工区）において計画されている複合施設内に沖縄県立図書館を移転する。

- ・施設名及び面積：沖縄県立図書館（13,085.73m<sup>2</sup>）
- ・契約の金額：6,823,724千円（平成27年度～平成29年度）
  - 内訳  
議決対象 5,677,084千円（建物費相当額）
  - 議決対象外 1,146,640千円（土地費相当額）
- ・契約の相手方：旭橋都市再開発株式会社 代表取締役 福治嗣夫

### 【説明】



乙第11号議案

**財産の取得について**

沖縄県立図書館に供するため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 那覇市泉崎1丁目20番6
- 2 物件の種類 増床
- 3 取得予定価格 5,677,084,000円
- 4 契約の相手方 那覇市泉崎2丁目105番地18官公労共済会館5階  
旭橋都市再開発株式会社 代表取締役 福治嗣夫

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**理 由**

沖縄県立図書館に供する財産を取得することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。  
これが、この議案を提出する理由である。